

## 評価調査結果要約表（和文・英文）

### 中間レビュー調査

|  |  |
|--|--|
| 1. 案件の概要   |  |
| 国名：タイ王国  | 案件名：人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト   |
| 分野：ジェンダーと開発、社会保障   | 援助形態：技術協力プロジェクト  |
| 所轄部署：タイ事務所   | 協力金額（本調査時点）：約2億9,000万円   |
| 協力期間：2009年3月～2014年3月   | 先方関係機関：社会開発人間安全保障省（MSDHS）、社会開発福祉局（DSDW）、人身取引対策部（BATWC）   |
|  | 日本側協力機関名：内閣官房、厚生労働省、（独）国立女性教育会館  |
|  | 他の関連協力： <ul style="list-style-type: none"> <li>・人身取引に関する「日本・タイ共同タスクフォース」の会合（3回実施）</li> <li>・大使館 草の根・人間安全保障無償資金協力によるシェルター建設、など</li> </ul> |
| <p><b>1-1 協力の背景と概要</b></p> <p>タイ王国（以下、「タイ」と記す）においては、急速な経済発展や情報流通の高度化に伴い、1980年代以降、人身取引事案が多数発生している。タイは、わが国、中近東、アメリカ、ヨーロッパ諸国などへ人を送り出す「送出国」であり、韓国やマレーシアなどタイ以外の国からタイを経由し第三国に移送する「経由国」であると同時に、ラオスやカンボジアなどのメコン地域諸国からの被害者の「受入国（目的地）」でもある。こうしたことから、タイにおいては、人身取引対策は大きな課題として認識されている。</p> <p>タイ政府はこの課題に包括的に取り組むために、2008年には「人身取引対策法」を制定、社会開発人間安全保障省（Ministry of Social Development and Human Security : MSDHS）がフォーカルポイントとなっている。同省は政府の各機関及び政府・NGO間の調整機関としての役割のほか、政府、NGO及び国際機関で構成される「国家人身取引防止禁止委員会」の事務局としての役割も担っている。</p> <p>人身取引対策にあたっては「被害の予防」、「被害者の救出と保護」及び「加害者の訴追と処罰」を包括的に行う必要がある。なかでも「被害者の救出と保護」は、①人身取引の被害者を「犯罪者」ではなく「被害者」として認定する、②被害者を救出し適切かつ安全な避難所に送る、③被害者が心身を回復し、必要に応じて教育や職業訓練を行う、④必要な法的サービスを提供する、⑤出身地への送還などを含む自立・社会復帰を支援する、⑥再び人身取引の被害に遭わないようにする、などの幅広い、長期にわたるさまざまな支援が必要となる。</p> <p>これらの支援を実施するためには、関係する政府機関、NGOなどが連携して包括的に取り組むことが重要であり、そのためタイ政府は、人身取引被害者の保護・支援のための「多分野協働チーム（Multi-Disciplinary Team : MDT）」アプローチを採用している。しかし、MDTアプローチの実践に関しては、スタッフの能力、関係機関間の連携などに課題があり被害者の保護・支援が十分</p> |  |

に機能しているとはいいい難い。そこでこの MDT のアプローチの強化を目的とする技術協力プロジェクトを実施するに至った。

本プロジェクトは、MSDHS 社会開発福祉局（Department of Social Development and Welfare : DSDW）をカウンターパート（Counterpart Personnel : C/P）機関として、2009 年 3 月より 2014 年 3 月までの 5 年間の予定で実施されており、現在、2 名の長期専門家（チーフアドバイザー、業務調整 / 人身取引対策）を派遣中である。

今般、プロジェクト開始から 2 年 2 カ月が経過し、タイ側と合同で本プロジェクトの目標達成度や成果などを分析するとともに、プロジェクトの残り期間の課題及び今後の方向性について確認するために中間レビュー調査を実施することとなった。

## 1-2 協力内容

- (1) 上位目標：タイ政府が人身取引被害者保護・自立支援のための MDT アプローチを普及させる。
- (2) プロジェクト目標：タイ政府が中央 / 地方 MDT を通じて人身取引被害者に対する効果的な保護・自立支援を実施する。
- (3) アウトプット：
  1. 人身取引被害者保護・自立支援のために中央 MDT の機能（調整・管理・実施・能力開発）が強化される。
  2. 人身取引被害者保護・自立支援のために地方 MDT の機能（調整・管理・実施・能力開発）が強化される。
  3. 人身取引被害者保護・自立支援のための MDT アプローチにかかわる教訓が、関連諸国間で情報が共有される。
- (4) 投入（2011 年 6 月現在）
  - 日本側：
    - ・日本人専門家
      - 長期専門家：延べ 4 名、短期専門家：延べ 5 名 [2.30 人月（Man Mouth : MM）]
    - ・本邦研修（タイ一日ワークショップ）：30 名
    - ・在外事業強化費：約 3,617 万 6,000 円
  - ※在外事業強化費には、以下の項目が含まれる。
    - ① 機材供与：約 273 万 6,000 円
    - ② ローカル NGO への業務委託：約 981 万 9,000 円
  - タイ側：
    - ・ C/P 配置：人身取引対策部（Bureau of Anti-Trafficking in Women and Children : BATWC）より 4 名
    - ・プロジェクト事務所スペース：BATWC 内に 1 カ所
    - ・オフィス設備：インターネット、電話、プリンター、ファックス、コピー機などの利用
    - ・ローカルコスト負担：約 311 万 8,000 円（MDT メンバーのワークショップ参加時旅費などを含む）

| 2. 中間レビュー調査団の概要   |                      |       |                             |
|---|----------------------|-------|-----------------------------|
| 調査団   | 担当分野                 | 氏名    | 所属                          |
|   | (1) 総括               | 田中由美子 | JICA 国際協力専門員 (ジェンダーと開発)     |
|   | (2) 被害者保護 / 地域連携     | 齋藤百合子 | 明治学院大学 国際学部 准教授             |
|   | (3) 計画協力             | 榎本裕子  | JICA ジェンダー平等・貧困削減推進室ジュニア専門員 |
|   | (4) 協力企画             | 竹内清佳  | JICA タイ事務所 所員               |
|   | (5) 評価分析             | 田中祐子  | (株) VSOC コンサルタント            |
| 調査期間  | 2011年6月1日～2011年6月18日 |       | 評価種類：中間レビュー調査               |
| 3. 評価結果の概要  |                      |       |                             |
| <b>3-1 実績の確認</b>  |                      |       |                             |
| (1) プロジェクト目標の達成見込み  |                      |       |                             |
| プロジェクト目標：タイ政府が中央/地方MDTを通じて人身取引被害者に対する効果的な保護・自立支援を実施する。  |                      |       |                             |
| <p>中間レビュー調査時点で、プロジェクト目標の指標達成状況を示す情報は入手できるものが限られていた。被害者満足度（指標1～3）については2009年にベースライン調査が実施されたが、2011年6月時点でベースライン値と比較できる定量的データは取得しておらず、さらにプロジェクト目標にある「効果的な保護・自立支援」を測る指標は現行のプロジェクト・デザイン・マトリックス（Project Design Matrix：PDM）上では十分に明確にされていなかった。このため、現時点でプロジェクト目標の達成見込みを判断することは時期尚早と判断され、その達成見込みをより明確に測るための指標が検討された。</p> <p>なお、今般調査でインタビューしたMDTメンバーの多くが中央・県両レベルで既にMDTアプローチを通じた被害者保護が効果的になされていると回答している。他方、ローカルNGOとピアサポートグループへのインタビューでは、被害者の立場からは人身取引（Trafficking in Persons：TIP）基金へのアクセスやそのための情報提供などに関しては必ずしも満足度の高いサービスを受けているとは限らない点が示唆された。今後、プロジェクトとしては被害者の視点をより多くMDTサービス内に取り込むなどMDTサービスの更なる質向上をめざすことにより、プロジェクト目標の達成をより確実なものとする事ができるであろう。</p> |                      |       |                             |
| (2) 各アウトプットの達成状況  |                      |       |                             |
| アウトプット1：人身取引被害者保護・自立支援のために中央MDTの機能（調整・管理・実施・能力開発）が強化される。  |                      |       |                             |
| <p>アウトプット1はプロジェクト前半期の計画に照らして、おおむね達成されている。年に4回以上のMDTワークショップが定期的開催され（指標1-1）、中央MDTメンバー間の情報共有の場として機能した。BATWCとのインタビューによれば、MDTメンバー間の連携は強められ、例えばタイ国家警察（Thai Royal Police：TRP）や検察庁（Office of the Attorney General：OAG）、民間の法律事務所からの法的支援を得やすくなったことや、TRP</p>   |                      |       |                             |

とシェルター間の連携により、加害者訴追に必要な情報が効果的に得られるようになったなどが報告された。このほか、プロジェクトによる MDT ワークショップを通じ、以前は十分な連携が取られていなかった MDT メンバー機関（入国管理局や労働省など）との情報交換の機会が増加したことが報告された。

MDT 実施ガイドライン策定のワーキンググループ（Working Group：WG）は、人身取引被害者保護・支援の全体的なプロセスをより幅広い視点から理解することに役立てられた。WG 会合を通じ、各 MDT メンバー機関のフォーカルポイントが明確化されたばかりでなく、被害者保護・支援の各プロセスで他メンバー機関がどのような役割を果たすかに関し互いに学びあうことができた<sup>1</sup>。

さらに、MDT 内における BATWC の調整役もプロジェクト前半期の活動を通じて明確化された。この背景には 2008 年に制定された人身取引対策法（以下、TIP 法）にて BATWC の役割が規定されたことも挙げられるが、本プロジェクトとの連携により他 MDT メンバー機関からの高い関心を得、これら機関との円滑な連携につながった側面もあることが BATWC より報告された。

なお、プロジェクト後半期のアウトプット 1 下における残された課題として、1) 中央 MDT 内でケースマネジャーを育成すること、2) MDT 実施ガイドラインの活用に関し MDT メンバーの研修を行うこと、3) MDT サービスのなかで被害者中心アプローチの更なる強化を図ること、が挙げられる。

アウトプット 2：人身取引被害者保護・自立支援のために県 MDT の機能（調整・管理・実施・能力開発）が強化される。

県レベルの MDT 活動として、プロジェクトでは 2011 年度より対象 2 県（チェンライ県及びパヤオ県）での活動を本格的に実施する計画である。このため、本アウトプットに対するプロジェクトの貢献は現時点では限定的であるといえる。プロジェクトでは 2010 年 8 月に対象 2 県でワークショップを実施した（指標 2-1）。2011 年 8 月にはチェンライ・パヤオ両県から参加者を招き、ケースマネジャー育成研修を計画している。

なお、対象 2 県の MDT 活動はプロジェクト開始前より比較的活発に行われてきたことは特記すべきである。例えば、パヤオ県では MDT アプローチは 1997 年より県に導入され、2008 年には県内すべての郡で郡レベル MDT が正式に発足した。チェンライ県での MDT は 2003 年人身取引被害者保護センター〔現在の県人身取引防止・禁止実施センター（Provincial Operation Center on Prevention and Suppression of Human Trafficking：POCHT）〕の設立と同時に開始されている。MDT メンバーとのインタビューでは、県 MDT メンバー間の連携は両県において比較的活発であり、メンバー間で協力してこれまで活動を進めていることが報告された。

アウトプット 2 に対するプロジェクトとしての貢献として、アウトプット下にある活動が計画どおり進められればその達成は見込まれる。これらの活動には、両県におけるケースマ

<sup>1</sup> 労働省とのインタビュー（2011 年 6 月 9 日）及び OAG とのインタビュー（2011 年 6 月 10 日）による。

ネジャーの育成と MDT 実施ガイドラインの活用研修が含まれる。これに加え、県 MDT メンバーからは郡あるいはタンボン自治体<sup>2</sup> レベルでの MDT 強化を望む声が聞かれた。

アウトプット 3：人身取引被害者保護・自立支援のための MDT アプローチにかかわる教訓が、関連諸国間で情報が共有される。

アウトプット 3 はおおむね達成されている。タイー日ワークショップ（以下、T-J ワークショップ）は年に一度開催され、中央と県 MDT メンバーの参加を得た（指標 3-1）。さらに、メコン地域ワークショップは毎年実施され、周辺国であるカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムからの参加者とともにタイの MDT アプローチの経験が共有された（指標 3-2）。

日本でのタイー日ワークショップを通じ、参加者は人身取引に係る日本政府の対策、NGO の活動、「国家行動計画」に基づく被害者保護プロセスなどを学ぶ機会を得た。さらに、ドメスティックバイオレンス被害者保護や情報管理について参考になったという声が聞かれた<sup>3</sup>。

メコン地域ワークショップでは、タイ MDT メンバーにとっても周辺国の人身取引対策の取り組みや現状への理解を深める良い機会となった。さらに、人身取引対策における日本政府の取り組みについて学んだことは各国からの参加者にとって有益であった。プロジェクトはメコン地域ワークショップを、今後も年に一度継続的に開催し、MDT 実施ガイドラインやその活用、県 MDT 活動のグッドプラクティスなどについて参加者と共有する計画である。

### 3-2 評価結果の要約

#### (1) 妥当性

本プロジェクトの協力内容は、ターゲットグループのニーズ、タイ政府の政策優先事項及び日本政府の対タイ協力方針と合致しており、現時点においても妥当性は比較的高いと判断される。

タイでは、人身取引被害者の保護・支援を効果的に実施するうえで MDT アプローチが重要視されており、中央・県両レベルで締結された人身取引対策実施のための各協定書のなかでも MDT アプローチを推奨している。

タイ国家政策との整合性の観点からは、MSDHS は 2011 年に「人身取引予防・撲滅のための国家戦略及び対策 2011～2016」を策定し、このなかで効果的な人身取引への対策や被害者保護の視点が挙げられている。2008 年には人身取引対策法が制定され、MDT メンバーの役割や各省庁間の人身取引対策委員会（Anti-Trafficking in Persons Committee：ATP Committee）の調整役としての MSDHS の役割などが明記された。

プロジェクトの協力内容は、日本の対タイへの協力方針とも合致している。日本政府の「対タイ経済協力計画」（2006 年 5 月）では、二国間協力（技術協力）における協力分野として、「持続的成長のための競争力強化」と「社会の成熟化に伴う問題への対応」が挙げられており、更に「人間の安全保障の視点から重要な問題のうち、他国との共通課題として対応が必要な

<sup>2</sup> 村落の集合体を指す。行政的には郡の下位、村落の上位組織

<sup>3</sup> “T-J Workshop Conclusion Meeting”（2010 年 12 月）及び “Minutes of Meeting Thai-Japan Workshop on Anti-Trafficking in Persons Conclusion Meeting”（2010 年 1 月）

ものについては、技術協力を実施する」と記載されている。なお、日本政府は「人身取引対策行動計画（2009～2014年）」も策定している。

タイ、日本両国の政府は、国連の人身取引防止議定書（パレルモ議定書：2000年）に署名しており、当該分野に対する両国のコミットメントが示されている。

## (2) 有効性

プロジェクト前半期の活動はこれまで計画どおり実施されており、3つのアウトプットはすべてプロジェクト目標の達成に貢献していると判断される。しかしながら、MDT機能強化を通じて、実際に提供されるMDTサービスの質にどの程度変化があったかについては、中間レビュー時点で得られる情報は限られており、プロジェクト目標の達成見込みを現時点で見極めることは時期尚早と判断された。このため、プロジェクトの中間レビュー時点での有効性は中程度と判断される。

## (3) 効率性

本プロジェクトの効率性はおおむね適切であると判断された。プロジェクトの投入はおおむね効率的にアウトプット産出のために活用され、活動は大きな遅延なく進められた。C/P機関であるBATWCと日本人専門家間の良いパートナーシップは、プロジェクト活動の円滑な実施を可能とした。さらに、中央と対象2県のMDTメンバー機関はすでに良い協働関係を有しており、プロジェクトの効率的な実施に貢献している。

プロジェクトの特徴として、研究機関やローカルNGO、MDTメンバー機関などからのローカルリソースの活用が挙げられる。これらの人材は国内及びメコン地域レベルのMDTワークショップにおいて、リソースパーソンやファシリテーターとして活躍しており、効率性の観点からも評価できる。

なお、ローカルNGOとの連携は被害者中心の社会復帰アプローチの強化に資する活動として位置づけられるが、プロジェクトでは今後ピアサポートグループの活動や経験を生かし、MDTサービス内に被害者中心アプローチの視点を更に反映させるべく、これらの経験を活用する計画である。

## (4) インパクト

上位目標「タイ政府が人身取引被害者保護・自立支援のためのMDTアプローチを普及させる」の達成見込みについては、それに貢献し得るプラスの要素が確認された。MDTアプローチは2005年POCHTの設立とともに県レベルに導入され、2003年から2008年の間に国内すべての県において人身取引対策実施のための協定書が締結された。BATWCはプロジェクトのMDTアプローチの経験を東北部の3県（ナコーンラーチャシーマー県、ウドンタニ県、ノンカイ県）など他県に普及することに意欲的である。プロジェクトでは上記東北部の3県を含む他県にMDT実施ガイドラインを普及すべく、必要に応じてMDT実施ガイドライン普及研修を県レベルでも実施する見通しである。

上位目標以外のインパクトとしては、プロジェクトはベトナムとミャンマーで人身取引対策分野における技術協力プロジェクトの形成に貢献した。2カ国からの協力準備調査団がタ

イを訪問し、MDT メンバーとの意見交換を行った。なお、アウトプット 3 の下で実施されるメコン地域ワークショップも、2 カ国でのプロジェクト形成に役立てられた。JICA としては、今後本プロジェクトの成果であるタイの MDT アプローチの経験やグットプラクティスを周辺国とも継続的に共有することで、地域内の更なる連携強化に貢献できることを期待している。

さらに、プロジェクトでは MDT ニュースレターの発行やウェブサイトの更新、“Shattered Dreams<sup>4</sup>” の翻訳、メディア関係者を含む来訪者の対応などを通じ日本国内へ向けた広報活動にも積極的に取り組んできた。これにより、タイの人身取引対策の現状や経験に関する日本国内での理解が促進されることが期待される。なお、プロジェクト実施による負のインパクトは、現時点で確認されていない。

## (5) 持続性

政策面、組織・財政面及び技術面の観点から判断し、プロジェクト実施による効果の持続性は中程度に確保されているといえる。

### 1) 政策面

政策面での観点から、MDT アプローチを通じた人身取引被害者保護はタイ内で今後も優先度の高い分野の 1 つであると考えられる。2011 年には「人身取引予防・撲滅のための国家戦略及び対策」が策定され、2016 年までの 5 カ年戦略となっている。2008 年には人身取引対策法が制定されたほか、中央及び県レベルで各種協定書が締結され、これらのなかで MDT アプローチによる被害者保護が推奨されている。さらに、プロジェクトの C/P 機関である BATWC の MDT 内の調整役としての役割は人身取引対策法に規定されるなど、政策面での持続性は確保されているといえる。

### 2) 組織・財政面

組織・財政面での観点から、MSDHS は政策レベルの ATP Committee と人身取引対策実績モニタリング・調整委員会 (Coordinating and Monitoring of Anti-Trafficking in Persons Performance Committee : CMP Committee) の事務局を務める。実務レベルでは、BATWC が他 MDT メンバー機関を招集した「ケースカンファレンス」を実施し、個別の人身取引被害のケース解決に取り組んでいる。これらの委員会及びカンファレンスは既にタイ側の独自のイニシアティブにより実施されている。

他方、プロジェクトで実施してきた MDT ワークショップは、上述の政策レベルの委員会 (ATP と CMP) と実務レベルの「ケースカンファレンス」の中間レベルに位置づけられ、各 MDT メンバー機関から実務レベルでのフォーカルポイントとなるメンバーが召集された。中間レベルのワークショップがプロジェクト終了後になんらかの形で継続されるか、あるいはその必要があるかについては未確定な面もあり、組織面での持続性は中程度に確保されているといえる。なお、財政面においては、BATWC 内の人的リソースと資金面に

<sup>4</sup> 人身取引被害者自身の実話を基に作成された小冊子である。オリジナルはタイ語で作成され、英語と日本語に翻訳されている (邦題:「夢を求めて 人身取引被害者の思い」)。

において近年強化傾向にあることがプロジェクト関係者とのインタビューで確認された。

### 3) 技術面

技術面での観点から、プロジェクトでは MDT 実施ガイドライン策定のための WG を形成し、2011 年 6 月にガイドライン（第 1 版）を完成した。MDT 実施ガイドラインは中央レベルで関係者に広く周知され、2011 年 8 月には対象 2 県で紹介される予定であり、県でのガイドライン活用にあたっては必要に応じてガイドラインの改定も視野に入れられている。

WG での参加型アプローチを通じたガイドラインの策定は、策定に携わった MDT メンバーのオーナーシップ醸成につながった。BATWC では今後県レベルに改定されたガイドラインを東北部 3 県を含む他県にも普及することを検討している。ガイドラインが中央・県それぞれの MDT メンバーからのフィードバックに基づき今後も改定され、活用されていくなれば、技術面での持続性に大きな貢献要因となるであろう。

メコン地域内では、プロジェクトは毎年メコン地域ワークショップを開催し、人身取引対策における MDT アプローチの経験を周辺国に共有した。地域ワークショップにはタイ国内のリソースパーソンが多く関与していることは、技術面での持続性に貢献するものと判断できる。

なお、プロジェクト後半期の活動ではケースマネジャーの育成により、ケースマネジャーに期待される能力（ケース情報管理、リファーマル技能、被害者中心アプローチのグットプラクティスの共有、ケースモニタリングとフォローアップなど）の強化を図る計画である。ケースマネジャーの育成は、プロジェクトの技術的持続性を向上させる観点からも重要な位置づけであるといえる。

## (6) 効果発現に係る貢献・阻害要因

### 1) 貢献要因

- MDT アプローチを促進する政策環境や法的状況が、多分野にわたる MDT メンバーとの円滑な連携を可能にした。
- 経験豊かなリソースパーソンの存在がワークショップや WG などのより効果的な実施を可能にした。
- 対象県における MDT アプローチが活発であることは、今後 MDT アプローチを郡またはタンボン自治体レベルで推進するにあたり重要な土台となることが予想される。

### 2) 阻害要因

中間レビュー調査時点では、プロジェクトを阻害している事項は特に報告されなかったが、今後プロジェクト効果の発現を阻害し得るリスク要因として以下のものが挙げられる。

- MDT アプローチを通じ MDT サービスの更なる質の高いサービスの提供をめざすにあたり、MDT 強化が必ずしも人身取引被害者の利益に直結していない可能性があること。
- MDT メンバー機関のコア人材を対象とするプロジェクトの活動は、MDT メンバー機関内の人事異動に脆弱性を有する。ただし、MDT 実施ガイドラインの効果的な活用により、



このリスクは軽減されるものと予想される。

### 3-3 結論

プロジェクトはこれまで順調な進捗をみせており、アウトプット1と3については2011年6月時点でおおむね達成されている。プロジェクトではアウトプット1の残された課題（ケースマネージャー育成など）とアウトプット2（対象県でのMDT強化）について、本格的な活動を2011年度より開始する予定である。

評価5項目については、妥当性は比較的高く、有効性は中程度に確保され、効率性はおおむね適切であると判断された。上位目標につながるプラスのインパクトとして、MDTアプローチを県レベルで推進する協定書が締結されていることや、MDT実施ガイドラインの他県への普及が積極的に検討されていることなどが挙げられる。持続性は、政策面、組織・財政面及び技術面の観点から総合的に判断し、中程度に確保されているといえる。

### 3-4 提言と教訓

#### 3-4-1 提言

調査結果に基づき、調査団は以下のとおり提言を行った<sup>5</sup>。

- (1) プロジェクトは、プロジェクト目標とその指標とのロジック関係を明確にするために、PDM（version 4）を修正すること。特に、「効果的な保護・自立支援」の定義を明確化すること。「効果的な保護・自立支援」とは、被害者中心アプローチ、適切なリファerral・システム、一貫したケースマネジメントなどを示唆する。
- (2) プロジェクトは、ケースマネージャー育成を通じてプロジェクト目標の指標に規定された被害者満足度の向上をめざす。
- (3) プロジェクトは、ワークショップの開催や中央・県関係者からのコメントに基づくガイドラインの更新・修正を通じて、MDT実施ガイドラインの活用を促進する。県関係者のなかには、郡及びタンボン自治体レベルの関係者も含まれる。
- (4) プロジェクトは、MDTサービスに対する被害者満足度に関するフォローアップ調査を2012年12月～2013年5月の間に実施する。右調査は、プロジェクトの成果の測定やMDTサービス向上に役立てられるものである。

#### 3-4-2 教訓

- (1) MDTアプローチの成功のためには、
  - ・多分野の実務レベル担当者（NGO含む）の継続的かつ強いコミットメントが不可欠であ

<sup>5</sup> 追加的な提言として、合同調整委員会（Joint Coordinating Committee：JCC）の場で「プロジェクト目標の指標を継続的にモニタリングする仕組みを検討すること」が国際協力機構（Japan International Cooperation Agency：JICA）事務所より提案された。調査団からは、プロジェクト目標の指標2（MDT実施ガイドラインの活用状況）については、入手手段であるSelf-assessment Formを通じた継続的なモニタリングが可能ではないかという点が示唆された。

る。

- ・人身取引対策のための政策や対策、法環境が整備されていることが望ましい。
- (2) 法、労働、社会福祉、医療サービスなどさまざまな分野にかかわる政府諸機関内において、人身取引に特化した部署（局・課）が設立されることは、各機関の人身取引対策へのコミットメントを得るために有効である。
  - (3) （JICA に対する教訓として）人身取引は国境を越えた課題であり、関連する国に対して広範かつ多様なインパクトが生じるため、メコン地域やアセアン地域レベル及びグローバル・レベルで密接に連携する必要がある。